

# 令和3年度 栃木県地球温暖化防止活動推進員座学研修

(応用コース)

2050年までの脱炭素社会の実現に向けて

座学①：地球温暖化の現状

改正 地球温暖化対策推進法の解説

栃木県地球温暖化防止活動推進センター

日 時：令和3年12月8日(水)・9日(木)

13:30～15:30

場 所：栃木県保健環境センター大会議室

## 座学① プログラム

1. 地球温暖化対策推進法とは
2. 改正 地球温暖化対策推進法について
3. 地球温暖化対策計画
4. COOL CHOICE

## 地球温暖化対策推進法とは

### ● 地球温暖化対策推進法と取組

#### ○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日 法律第117号）

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、国、地方公共団体、事業者および国民の責務と役割を定めた法律

### 日本の温暖化対策の基本となる法律

#### 1-1 取組主体の責務

- ・国の責務(第3条)
- ・地方公共団体の責務(第4条)
- ・事業者の責務(第5条)
- ・国民の責務(第6条)

#### 1-2 取組主体の設置

- ・地球温暖化防止活動推進員(第37条)
- ・地球温暖化防止活動推進センター(第38条)
- ・全国地球温暖化防止活動推進センター(第39条)
- ・地球温暖化対策地域協議会(第40条)

#### 1-3 主な施策など

- ・地球温暖化対策推進本部の設置(第10条～第19条)
- ・地方公共団体実行計画等(第21条)
- ・温室効果ガス暫定排出量の報告(第26条)
- ・環境大臣による地球温暖化防止活動の促進(第41条)
- ・植林事業に係る認証された排出削減量に係る措置(第49条)
- ・温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進(第59条)

出展：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト 3

## 地球温暖化対策推進法とは

### ● 地球温暖化対策推進法設立・改正の経緯(1)

#### ○ 平成10年成立

平成9年、京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた。

#### ○ 平成14年改正

平成14年、日本は京都議定書を締結した。これを受け、京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、京都議定書目標達成計画の策定、計画の実施の推進に必要な体制の整備等を定めた。

#### ○ 平成17年改正

平成17年、京都議定書が発効されたことを受け、また、温室効果ガスの排出量が基準年度に比べて大幅に増加している状況も踏まえ、温室効果ガス策定・報告・公表制度の創設等について定めた。

#### ○ 平成18年改正

京都議定書に定める第一約束期間を前に、諸外国の状況も踏まえ、政府及び国内の法人が京都メカニズムを活用する際の基盤となる口座簿の整備等、京都メカニズムクレジットの活用に関する事項について定めた。

出展：環境省ホームページ 4

## 地球温暖化対策推進法とは

### ● 地球温暖化対策推進法設立・改正の経緯(2)

#### ○ 平成20年改正

京都議定書の6%削減目標の達成を確実にするために、事業者の排出抑制等に関する指針の策定、地方公共団体実行計画の策定事項の追加、植林事業から生ずる認証された排出削減等に係る国際的な決定により求められる措置の義務付け等について定めた。

#### ○ 平成25年改正

京都議定書目標達成計画に代わる地球温暖化対策計画の策定や、温室効果ガスの種類に3ふつ化窒素(NF3)を追加することなどを定めた。

#### ○ 平成28年改正

地球温暖化対策の記載事項として、国民運動の強化と、国際協力を通じた温暖化対策の推進を追加した。

#### ○ 平成3年改正

2020年秋に宣言された2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけるとともに、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めた。

出展:環境省ホームページ 5

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 改正の背景

- **日本**は、パリ協定に定める目標(世界全体の気温上昇を2°Cより十分下回るよう、更に1.5°Cまでに制限する努力を継続)等を踏まえ、2020年10月に「**2050年カーボンニュートラル**」を宣言。
- **地域**では、国の宣言に先立ち、2050年カーボンニュートラルを目指す「**ゼロカーボンシティ**」を表明する自治体が増加。
- **企業**では、ESG金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など「**脱炭素経営**」に取り組む企業が増加。サプライチェーンを通じて、地域の企業にも波及。

### ● 改正の概要

- ① パリ協定・**2050年カーボンニュートラル**宣言等を踏まえた**基本理念**の新設
- ② **地域の脱炭素化に貢献する事業**を促進するための計画・認定制度の創設
- ③ 脱炭素経営の促進に向けた**企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化**の推進等

※施行期日:

- ①公布の日(令和3年6月2日)
- ②・③公布の日から1年以内で政令で定める日

出展:環境省ホームページ 6

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 「カーボンニュートラル」とは

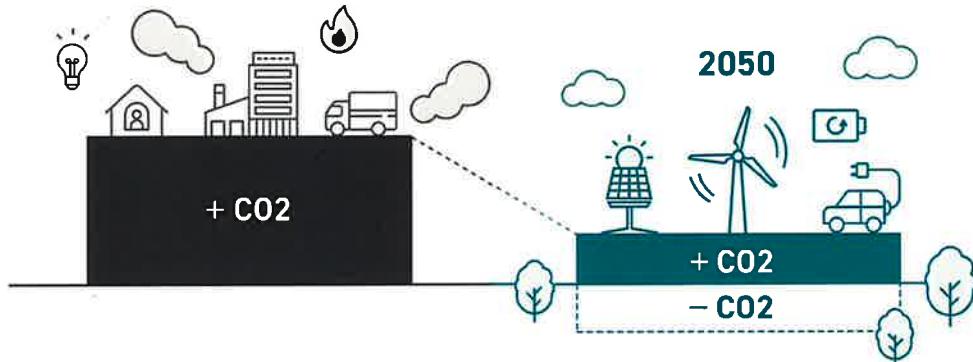
温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※から、植林、森林管理などによる「吸収量」※を差し引いて、合計を実質ゼロにすることを意味している。

※人為的なもの

カーボンニュートラル達成のためには、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。



出典: 環境省ホームページ 脱炭素ポータルサイト 7

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 「ゼロカーボンシティ」表明自治体（2021年10月29日時点）

東京都・京都市・横浜市を始めとする**479自治体**(**40都道府県、287市、12特別区、116町、24村**)が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。

**表明自治体総人口約1億1,177万人**※

※表明自治体総人口(各地方公共団体の人口合計)では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。



出展: 環境省ホームページ 8

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ●「脱炭素経営」に取り組む企業が増加（2021年10月31日時点）

パリ協定を契機に、企業が、気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）や脱炭素に向けた目標設定（SBT、RE100）などを通じ、脱炭素経営に取り組む動きが進展しています。

企業の気候変動への取組、影響に関する情報を開示する枠組み

企業の科学的な中長期の目標設定を促す枠組み

企業が事業活動に必要な電力を100%を再生エネで賄うことを目指す枠組み

#### TCFD

Taskforce on Climate-related Financial Disclosure

企業の気候変動への取組、影響に関する情報を開示する枠組み

■ 世界で2,634（うち日本で546社）の金融機関、企業、政府等が賛同表明

■ 世界第1位（アジア第1位）

TCFD賛同企業数  
(上位10の国・地域)



[出典] TCFDホームページ TCFD Supporters. (<https://www.tcfd.org/109-supporters/>)

#### SBT

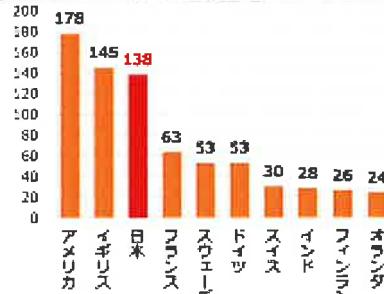
Science Based Targets

企業の科学的な中長期の目標設定を促す枠組み

■ 認定企業数：世界で997社（うち日本企業は138社）

■ 世界第3位（アジア第1位）

SBT国別認定企業数グラフ  
(上位10カ国)



[出典] Science Based Targetsホームページ Companies Take Action. (<https://sciencebasedtargets.org/companies-taking-action/>)

#### RE100

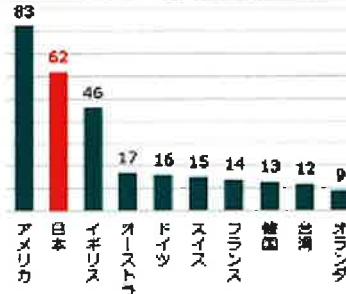
Renewable Energy 100

企業が事業活動に必要な電力を100%を再生エネで賄うことを目指す枠組み

■ 参加企業数：世界で340社（うち日本企業は62社）

■ 世界第2位（アジア第1位）

RE100に参加している国別企業数グラフ  
(上位10の国・地域)



[出典] RE100ホームページ (<https://re100.org/ja/jpn/>)

出展:環境省ホームページ 9

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 改正の内容① 地球温暖化対策の基本理念

#### 【背景・方向性】

- 前回の法改正（2016年5月公布）の後、パリ協定の締結、IPCC1.5度特別報告書の公表、**2050年カーボンニュートラル宣言**等、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化。
- SDGsも踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上が地球温暖化対策を推進する上でも重要。
- こうした観点を法に位置づけることで、法が2050年までの脱炭素社会の実現を牽引することを明確にし、事業者・地方公共団体・国民等のあらゆる主体の取組に**予見可能性**を与え、その**取組とイノベーションを促進**。

#### 【改正内容】

**基本理念を追加**し、地球温暖化対策の推進は、パリ協定の2°C・1.5°C目標<sup>(※1)</sup>を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における**2050年までの脱炭素社会**<sup>(※2)</sup>の実現を旨として、国民、国、地方公共団体、事業者、民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならないものとする（第2条の2）。

※1 パリ協定第2条1(a)の規定において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2°C高い水準を十分に下回ること及び1.5°C高い水準までのものに制限するための努力を継続するという目標。

※2 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

出展:環境省ホームページ 10

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 改正の内容② 地域の脱炭素化の促進(1)

#### 【背景・方向性】

- ・地方公共団体の実行計画で定める**再エネの利用促進**等の施策について、その**実施目標**の設定までは法律上求めていない。
- ・ゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化のためには、地域資源である**再エネの活用が重要**であるが、再エネ事業に対する**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**が課題。
- ・これを踏まえ、**実行計画制度を拡充**し、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する**再エネ**を活用した地域脱炭素化促進事業<sup>(※)</sup>を推進する仕組みを創設し、**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**地域の脱炭素化を促進**。(2025年度までに都道府県の実行計画における再エネ目標策定率を、約30%(2019年度)から100%になるよう目指す。)

※ 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設(以下「地域脱炭素化促進施設」という。)として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの(第2条第6項)。

出展:環境省ホームページ 11

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 改正の内容② 地域の脱炭素化の促進(2)

#### 【改正内容】

##### 1. 都道府県の実行計画制度の拡充

- (1) 実行計画の実効性を高めるため、都道府県・政令市・中核市の実行計画において、再エネ利用促進等の施策<sup>(※1)</sup>に関する事項に加え、**施策の実施に関する目標**を追加する<sup>(※2)</sup>(第21条第3項)。
- (2) 都道府県の実行計画において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、(地域脱炭素化促進事業について市町村が定める)**促進区域の設定に関する基準を定め**ることができる<sup>(※2)</sup>(第21条第6項及び第7項)。

※1 施策のカテゴリ:①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

※2 (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取(第21条第10項及び第11項)や(協議会が組織されているときは当該)協議会における協議が必要。(第21条第12項)

(協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。)

出展:環境省ホームページ 12

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 改正の内容② 地域の脱炭素化の促進(3)

#### 2. 市町村による実行計画の策定

- (1) 市町村(指定都市等は除く。)は、実行計画において、その区域の自然的・社会的条件に応じて**再エネ利用促進等の施策<sup>(※1)</sup>**と、**施策の実施目標**を定めるよう努めることとする(第21条第4項)。
- (2) 市町村は、(1)の場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、**促進区域<sup>(※2)</sup>**、**地域の環境の保全**のための取組、**地域の経済及び社会の持続的発展**に資する取組等を定めるよう努めることとする<sup>(※3)</sup>(第21条第5項)。

※1 施策のカテゴリ:①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

※2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、(都道府県が定めた場合にあっては)都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき、定めることとなる。(第21条第6項及び第7項)

※3 (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取(第21条第10項及び第11項)や(協議会が組織されているときは当該)協議会における協議が必要(第21条第12項)。

(協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。)

出展:環境省ホームページ13

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 改正の内容② 地域の脱炭素化の促進(4)

#### 3. 地域脱炭素化促進事業の認定

- (1) 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について**市町村の認定を受ける**ことができる(第22条の2)。
- (2) (1)認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続のワンストップ化<sup>(※)</sup>**や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略も可能といった**特例**を受けることができる(第22条の5～第22条の11)。

※ 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物処理法に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利使用のために取水した流水等を利用する発電(従属発電)の登録。

※ 2. 及び3. の運用を適正かつ円滑に進める仕組みとして、国の支援や関与に関する以下の規定を設ける。

- ・ 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な**情報提供、助言その他の援助を行う**よう努める(第22条の12)。
- ・ 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、**関係地方公共団体の長**に対し、必要な**資料の提出又は説明を求める**ことができる(第61条第2項)。

出展:環境省ホームページ 14

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 改正の内容③ 企業の脱炭素化の促進(1)

#### 【背景・方向性】

- ・企業の温室効果ガス排出量の算定報告公表制度は、現状、紙媒体中心の報告であり、報告から公表まで約2年を要し、企業単位の情報は公表されるが、事業所単位の情報は、開示請求の手続を経なければ開示されない仕組みとなっていることも踏まえ、制度における情報活用を一層促すための措置が必要。
- ・地域地球温暖化防止活動推進センターと地方環境事務所が連携しつつ、地域企業の脱炭素経営の支援を推進していくことも重要。
- ・これを踏まえ、企業の脱炭素化に向けた取組状況の見える化や、地域企業の支援のための措置を講じ、企業の脱炭素経営を促進。

(2022年度の報告分より、排出量の電子報告率を100%に、報告から公表までの期間を2年から1年未満に半減することを目指す。)

出展:環境省ホームページ 15

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 改正の内容③ 企業の脱炭素化の促進(2)

#### 【改正内容】

- ・企業の排出量等の情報のより迅速かつ透明性の高い形での見える化を促進するべく、企業の温室効果ガス排出量に係る算定報告公表制度について、電子システムによる事業所管大臣への報告を原則<sup>(※)</sup>とするとともに、環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された各企業の温室効果ガス算定排出量の情報について、事業所ごとの排出量情報等を含め、遅滞なく公表するものとする。これに伴い、事業所ごとの排出量情報等に係る開示請求制度を廃止する(第29条、第30条、第31条及び第32条)。
- ・地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に係る事業者向けの啓発・広報活動を明記(第38条第2項第1号)。

※電子報告の義務化は、省令改正含め対応。

(→ 法改正と併せて、報告者・情報利用者の双方に利便性の高いシステムの構築を推進)

出展:環境省ホームページ 16

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 改正条項(1)

- 定義(第2条関係) 【一部改正、新設】
- 基本理念(第2条の2関係) 【新設】
- 国の責務(第3条3項関係) 【一部改正】
- 地方公共団体実行計画等(第21条関係) 【一部改正、新設】
- 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例(第21条の2関係) 【新設】
- 地方公共団体実行計画協議会(第22条関係) 【一部改正、新設】
- 地域脱炭素化促進事業計画の認定等(第22条の2関係) 【新設】
- 地域脱炭素化促進事業計画の変更等(第22条の3関係) 【新設】
- 地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例(第22条の4関係) 【新設】
- 温泉法等の特例(第22条の5、6、7、8、9、10関係) 【新設】
- 環境影響評価法の特例(第22条の11関係) 【新設】
- 援助(第22条の12関係) 【新設】
- 報告の徴収(第22条の14関係) 【新設】
- 報告事項の公表等(第29条関係) 【一部改正】
- 地域地球温暖化防止活動推進センター(第38条関係) 【一部改正】

出展:環境管理 2021年8月号 Vol.57 No.8 17

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 改正条項(2)

#### ○ 定義(第2条関係)

- ・「地球温暖化対策」

改正前	改正後
2 この法律において「地球温暖化対策」とは、 <b>温室効果ガスの排出の抑制</b> 並びに吸收作用の保全及び強化(以下「 <b>温室効果ガスの排出の抑制等</b> 」といふ。)その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。	2 この法律において「地球温暖化対策」とは、 <b>温室効果ガスの排出の量の削減</b> 並びに吸收作用の保全及び強化(以下「 <b>温室効果ガスの排出の量の削減等</b> 」といふ。)その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

- ・「地域脱炭素促進事業」

改正前	改正後
★新設★	6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社會的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化※のための施設の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。 (一部抜粋)

※「脱炭素化」とは、脱炭素社会の実現に寄与することを第一とし、地域の自然的社會的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。

出展:環境管理 2021年8月号 Vol.57 No.8 18

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 改正条項(3)

#### ○ 定義(第2条の2関係)

・基本理念

改正前	改正後
★新設★	<p><b>(基本理念)</b></p> <p>第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会の実現を目指して、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。</p> <p>(一部抜粋)</p>

出展:環境管理 2021年8月号 Vol.57 No.8 19

## 改正 地球温暖化対策推進法について

### ● 改正条項(4)

#### ○ 地球温暖化防止活動推進員(第37条関係)

改正前	改正後
2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する <b>温室効果ガスの排出の抑制等</b> のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。 四 <b>温室効果ガスの排出の抑制等</b> のために国または地方自治体が行う施策に必要な協力をすること。	2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する <b>温室効果ガスの排出の量の削減等</b> のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。 四 <b>温室効果ガスの排出の量の削減等</b> のために国または地方自治体が行う施策に必要な協力をすること。

#### ○ 地域地球温暖化防止活動推進センター(第38条関係)

改正前	改正後
2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。 一 地球温暖化の <b>現状及び</b> 地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るために活動を行う民間の団体の活動を助けること。  二 日常生活に関する <b>温室効果ガスの排出の抑制等</b> のための措置について、照会及び相談委応じ、並びに必要な助言を行うこと。	2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。 一 地球温暖化の <b>現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する</b> 啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るために活動を行う民間の団体の活動を助けること。 二 日常生活に関する <b>温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。</b>

出展:環境管理 2021年8月号 Vol.57 No.8 20

## 地球温暖化対策計画

### ● 地球温暖化対策計画の改正について

#### ○ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※日本の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向か、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位:億t-CO <sub>2</sub> )	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%
	家庭	2.08	0.70	▲66%
	運輸	2.24	1.46	▲35%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸收源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			

出展:環境省ホームページ 21

## 地球温暖化対策計画

### ● 地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策

#### ○ 再エネ、省エネ

- ・改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定→地域に裨益する再エネ拡大(太陽光等)
- ・住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大

#### ○ 産業・運輸など

- ・2050年に向けたイノベーション支援  
→2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- ・データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援

#### ○ 分野横断的取組

- ・2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出(地域脱炭素ロードマップ)
- ・優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減  
→「二国間クレジット制度:JCM」により地球規模での削減に貢献

出展:環境省ホームページ 22

## COOL CHOICE

### ● COOL CHOICE とは

COOL CHOICE:カーボンニュートラルの実現に向けて、未来のために、今選ぼう。



「COOL CHOICE」は、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていくという取組です。

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。

「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

### ● ゼロカーボンアクション30とは

「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」(2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること)の達成に向けて、日常生活の中で、一人一人のライフスタイルに合わせてできる取組です。

出展:環境省ホームページ 23

## COOL CHOICE

### ● ゼロカーボンアクション30

できることから始めよう、暮らしを脱炭素化するアクション！

<p><b>エネルギーを節約・転換しよう！</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 再エネ電気への切り替え</li><li>2 クールビズ・ウォームビズ</li><li>3 節電</li><li>4 郡水</li><li>5 省エネ家電の導入</li><li>6 宅配サービスをできるだけ一度受け取ろう</li><li>7 消費エネルギーの見える化</li></ul>	<p><b>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>8 太陽光パネルの設置</li><li>9 ZEH（ゼッチ）</li><li>10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム</li><li>11 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置</li><li>12 幕らしに木を取り入れる</li><li>13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択</li><li>14 働き方の工夫</li></ul>	<p><b>CO<sub>2</sub> の少ない交通手段を選ぼう！</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>15 スマートムーブ ゼロカーボン・ドライブ</li></ul>	<p><b>食口をなくそう！</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>16 食事を食べ残さない</li><li>17 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫</li><li>18 句の食材、地元の食材でつくった収穫を取り入れた健康な食生活</li><li>19 自宅でコンポスト</li></ul>
<p><b>環境保全活動に積極的に参加しよう！</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>20 植林やゴミ拾い等の活動</li></ul>	<p><b>CO<sub>2</sub> の少ない製品・サービス等を選ぼう！</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>21 脱炭素型の製品・サービスの選択</li><li>22 個人のESG投資</li></ul>	<p><b>3R（リデュース、リユース、リサイクル）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>23 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う</li><li>24 修理や修繕をする</li><li>25 フリマ・シェアリング</li><li>26 ゴミの分別処理</li></ul>	<p><b>サステナブルなファッションを！</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>27 今持っている服を長く大切に着る</li><li>28 長く着られる服をじっくり選ぶ</li><li>29 環境に配慮した服を選ぶ</li></ul>

出展:環境省ホームページ 24

## COOL CHOICE

### ● エネルギーを節約・転換しよう！

アクション	暮らしのメリット
(1) 再エネ電気への切り替え	・自宅への自家消費型太陽光発電を設置することが難しい状況でも、再エネ普及に貢献できる。
(2) クールビズ・ウォームビズ 気候に合わせた服装と、適切な室温・給湯器温度設定	・気候に合わせた過ごしやすい服装・ファッショニで効率の向上、健康、快適に（冷房の効きすぎによる体温調整機能の低下防止等） ・夏のスーツのクリーニング代節約、光熱費の節約
(3) 節電 不要なときはスイッチOFF	・光熱費の節約、火災等の事故予防 ・外出先から遠隔操作で家電をOFFに
(4) 節水	・水道費の節約
(5) 省エネ家電の導入 省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・LED照明等の利用、買換え	・電気代の節約ができる。 ・健康、快適な住環境づくり（エアコンの新機能や扇風機・サーキュレーターとの組み合わせによる快適性・利便性の向上、冷蔵庫の新機能（鮮度保持や収納力向上）による食材の有効活用促進）
(6) 宅配サービスをできるだけ 一回で受け取る 宅配ボックスや置き配、日時指定の活用等の利用	・受取時間の指定で待ち時間を有効活用（いつ届くかわからないまま受取に備えていたずらに待たずに済む） ・配達スタッフの労働時間抑制、非接触での受取りが可能
(7) 消費エネルギーの見える化 スマートメーターの導入	・実績との比較により、省エネを実感。光熱費の節約 ・省エネを家族でゲーム感覚で楽しみながらできる。

出展：環境省ホームページ 25



## COOL CHOICE

### ● 太陽光パネル付き省エネ住宅に住もう！

アクション	暮らしのメリット
(8) 太陽光パネルの設置	・自宅に電源を持ち、余剰分は売電することができる。 ・FIT制度等を利用することで投資回収が可能（電力会社等が初期費用を負担し、電気代により返済する方法も普及しつつある。）
(9) ZEH(ゼッチ) 建て替え、新築時は、高断熱で、太陽光パネル付きのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)	・健康、快適な住環境を享受できる（断熱効果で夏は涼しく、冬は熱が逃げにくい。また、結露予防によるカビの発生抑制、冬のヒートショック対策、血压安定化等の効果がある。） ・換気の効率向上（換気熱交換システムなら冷暖房効率を極力落とさずに室内の空気環境を清浄に保持） ・光熱費の節約
(10) 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム ((5)と同時実施で相乗効果)	・遮音・防音効果の向上 ・室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネを実現 ・防災レジリエンスの向上
(11) 蓄電池(車載の蓄電池)・蓄エネ給湯機の導入・設置	・貯めた電気やエネルギーを有効活用することを通じて、光熱費の節約や防災レジリエンスの向上に繋げることができる。
(12) らしに木を取り入れる	・生活の中で木を取り入れることは、温かみや安らぎなど心理面での効果がある。 ・木は調湿作用、一定の断熱性、転倒時の衝撃緩和等の特徴があり、快適な室内環境につながる。 ・木を使うことで、植林や間伐等の森林の手入れにも貢献できる。
(13) 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 間取りと立地に加え、省エネ性能の高さで住まい選択	・光熱費の節約ができる。 ・健康、快適な住環境を享受できる。
(14) 働き方の工夫 職住近接、テレワーク、オンライン会議、休日の分散、二地域居住・ワーケーション	・通勤・出張等による移動時間・費用の節約、地方移住が選択肢に ・生活時間の確保（家族との時間や育児・介護との両立、自宅で昼食を摂るなど、生活スタイルに合わせた時間の確保） ・身体的な負担の軽減（混雑した電車や道路渋滞などからの解放） ・歩行や自転車圏内なら、人との接触（密）を避けられる。 ・観光地、レジャー施設、商業施設の混雑緩和 ・寒い冬は南で、暑い夏は北で暮らす等の工夫により、できるだけ省エネかつ健康維持

出展：環境省ホームページ 26

## COOL CHOICE

### ● CO<sub>2</sub>の少ない交通手段を選ぼう！

アクション	暮らしのメリット
(15) スマートムーブ ・徒歩、自転車・公共交通機関で移動 ・エコドライブ(発進/急停車をしない等) の実施 ・カーシェアリングの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康的な生活の促進(運動量の確保)</li> <li>・徒歩・自転車利用で密を回避、交通渋滞の緩和</li> <li>・移動途中での新たな発見</li> <li>・燃費の把握、向上</li> <li>・同乗者が安心できる安全な運転、心のゆとりで交通事故の低減</li> <li>・自動車購入・維持費用の節約、TPOに合わせて好きな車を選択可能。</li> <li>・必要なときに必要な分だけ利用ができる。</li> </ul> 
(16) ゼロカーボン・ドライブ 再エネ・ゼロカーボン燃料と EV/FCV/PHEV	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静音性の向上、排気ガスが出ない。</li> <li>・蓄電池として、キャンプ時や災害時等に活用することも可能</li> <li>・ガソリン代のコストパフォーマンスの向上</li> </ul>

出展:環境省ホームページ 27

## COOL CHOICE

### ● 食品ロスをなくそう！

アクション	暮らしのメリット
(17) 食事を食べ残さない 適量サイズの注文ができるお店や メニューを選ぶ、それでも食べ残して しまった場合は持ち帰る(mottECO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適量の注文により食事代を節約できる。</li> <li>・食べ残しの持ち帰り(mottECO)が可能であれば、他の食事に充てられる(食べ残しが減少することは料理の提供者側のモチベーションアップにもつながる。)</li> </ul>
(18) 食材の買い物や保存等での 食品ロス削減の工夫 ・食べ切れる量を買う ・工夫して保存し、食べられるものを 捨てない ・余剰食品はフードドライブの活用等 によりフードバンク等に寄附する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食費の節約(計画性のある買い物による節約)</li> <li>・家庭ごみの減量(生ごみの管理が不要もしくは低減)</li> <li>・子どもへの環境(家庭)教育推進活動に繋がる。</li> <li>・作り手のモチベーションアップ</li> <li>・過食・飽食の抑制、暴飲暴食の回避による健康維持</li> <li>・フードバンク等への寄附は、生活困窮者支援にもつながる。</li> </ul> 
(19)旬の食材、地元の食材で つくった菜食を取り入れた健康 な食生活 食材のトレーサビリティ表示を意識した 買い物 ※空輸等の流通経路ではないため CO <sub>2</sub> の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食を通じたQOLの向上(旬の食材は美味しく栄養価が高く、新鮮な状態で食べることができる。食を通じて季節感や地域の気候風土が感じられる。地域活性化や食の安全保障にも貢献でき、地元の生産者等とつながることは安心にもつながる、皮の部分等もおいしく食べる方法を考えることで栄養価も上がる。本来の食べ物の姿に触れることで自然とのつながりが感じられる。)</li> <li>・栄養状態の改善(野菜不足を解消し栄養バランスが改善する。)</li> </ul>
(20) 自宅でコンポスト 生ごみをコンポスターや処理器を使って 堆肥化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの減量と子どもへの環境(家庭)教育推進活動に繋がる。</li> <li>・作った堆肥を家庭菜園やガーデニングに活用できる。</li> <li>(家庭菜園やガーデニングによりリラックス効果も)</li> </ul>

出展:環境省ホームページ 28

## COOL CHOICE

### ● サステナブルなファッショントリック！

アクション	暮らしのメリット
(21) 今持っている服を長く大切に着る 適切なケアをする、洗濯表示を確認して扱う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い慣れた服を長く使える、愛着がわく、こだわりを表せる。</li> <li>・体型維持(健康管理)を心がけることができる。</li> <li>・染め直しやリメイクなど手を加えることでより楽しめる。</li> <li>・綺麗に管理することで、フリマ等に回すことができる。</li> </ul>
(22) 長く着られる服をじっくり選ぶ 先のことを考えて買う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無駄遣いの防止(消費サイクルが伸びる。)</li> <li>・使い慣れた服を長く使える、愛着がわく、こだわりを表せる。</li> <li>・体型維持(健康管理)を心がけることができる。</li> </ul>
(23) 環境に配慮した服を選ぶ 作られ方を確認して買う、リサイクル・リユース素材を使った服を選ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無駄遣いの防止(衝動買いを避ける。)</li> <li>・衣を通じたQOLの向上</li> <li>・服のできるストーリーを知る楽しみも出てくる。</li> </ul> 

出展:環境省ホームページ 29

## COOL CHOICE

### ● 3R(リユース、リデュース、リサイクル)

アクション	暮らしのメリット
(24) マイバッグ、マイボトル、マイ箸、マイストロー等を使う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの減量</li> <li>・自分の好きなおしゃれなバッグや容器を楽しめる。</li> <li>・使い慣れた物を長く使える、物への愛着がわく。</li> <li>・自分好みのデザインや機能がある製品を使える。</li> <li>・家庭ごみの減量</li> <li>・環境を大事にする気持ちを行動で表せる。</li> </ul>
(25) 修理や補修をする 長く大切に使う	・こだわりや物を大切にする気持ちを表せる(自分らしいアレンジや親から子へ世代を超えて使うなどして楽しむことができる。)。
(26) フリマ・シェアリング フリマやシェアリング、サブスクリプション等のサービスを活用する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入・維持費用の節約(必要な物を安く手に入れることができる。)</li> <li>・自分にとっては不要な物でも必要とする他の人に使ってもらい、収入にもなる。</li> </ul>
(27) ごみの分別処理 「分ければ資源」を実践する適正な分別、使用済製品・容器包装の回収協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの減量</li> <li>・資源回収への協力による協力金やポイント還元等 (地域で実施すれば、コミュニティの活性化にもつながる。)</li> </ul> 

出展:環境省ホームページ 30

## ● CO<sub>2</sub>の少ない製品、サービスを選ぼう！

アクション	暮らしのメリット
(28) 脱炭素型の製品・サービス (環境配慮のマークが付いた商品、カーボンオフセット・カーボンフットプリント表示商品)の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>より簡易な包装の商品、環境配慮のマークが付いた商品(マークの意味を知る。)、バイオマス由来プラスチックを使った商品、詰め替え製品を選ぶことで自分の購買によって環境負荷低減に貢献できることが分かる。</li> <li>ごみの分別が楽になる(ラベルレスのペットボトル等)。</li> <li>市場への供給量が増え、商品の多様化・価格低減化につながる。</li> </ul> 
(29) 個人のESG投資 ゼロカーボン宣言・RE100宣言など 地球温暖化への対策に取り組む 企業の応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人でESG投資(気候変動対策をしている企業の応援)</li> <li>地球温暖化への対策に取り組む企業の商品の購入や製品・サービスの利用、投資等により、環境に配慮する企業が増加し、脱炭素社会づくりとして還元される。</li> </ul>

## ● 環境保全活動に積極的に参加しよう！

アクション	暮らしのメリット
(30) 植林やごみ拾い等の活動 団体・個人による地球温暖化対策行動 や地域の環境活動への参加・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境を大事にする気持ちを行動で表せる。</li> <li>ゼロカーボンアクションの取組を発信・シェアすることで取組の輪を広めることができる。</li> </ul> 

出展:環境省ホームページ 31